

若年性認知症支援コーディネーターについて

福祉局高齢者施策部地域包括ケア推進課

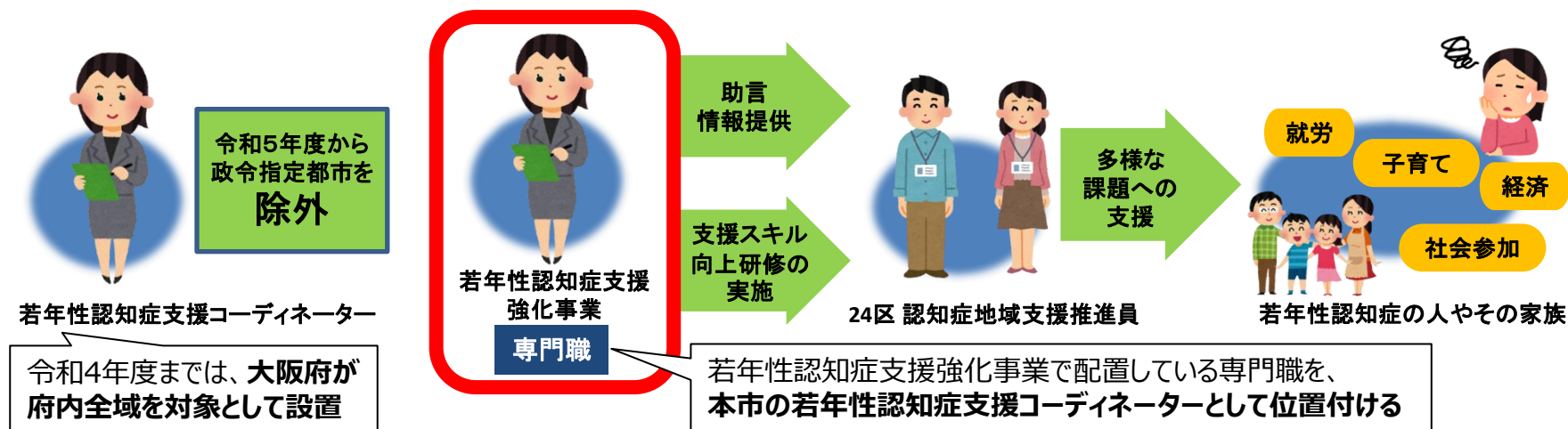
若年性認知症支援の現状

- 本市では若年性認知症の人への相談支援については、各区に設置している「認知症強化型地域包括支援センター」に配置されている「認知症地域支援推進員」が実施している。
- 若年性認知症の人については、就労、子育て、家事負担等、高齢者とは異なる問題があり、そのニーズは多岐にわたることから、令和4年度より新たに「若年性認知症支援強化事業※」を実施し、若年性認知症支援に関する専門職を配置し、認知症地域支援推進員等への後方支援を行うことにより、市全体の若年性認知症支援力の強化を図っている。
※重点施策推進経費
- 令和4年度まで大阪府が府内全域を対象とした若年性認知症支援コーディネーターを設置していたが、令和5年度より委託先が変更されるとともに相談先を医療機関及び産業医に限定したうえで、政令指定都市の市民は対象外とするよう実施内容を変更した。
- 本市では、認知症地域支援推進員が若年性認知症支援を行っていること、および大阪府が市内も含めた若年性認知症支援コーディネーターを設置していたことから、本市独自のコーディネーターは設置していない。
(堺市は平成28年度に設置済み)

若年性認知症支援力をさらに強化するために、
本市でも若年性認知症支援コーディネーターの設置が必要

今後の方向性

- 本市における若年性認知症に関する相談先は、原則として各区の認知症地域支援推進員であり、若年性認知症支援強化事業でそれを後方支援するという事業内容は変更なし。
- 認知症地域支援推進員の後方支援を担うなど市域全体の若年性認知症支援の状況を把握している若年性認知症支援強化事業で配置している専門職を、本市の若年性認知症支援コーディネーターとして位置付け、認知症地域支援推進員を通じて各種相談に応じる。



- 本市の若年性認知症支援コーディネーターが企業や医療機関等から直接相談を受け付けた場合は、本人居住区の認知症地域支援推進員と連携し、支援にあたる。
- 必要に応じて若年性認知症支援コーディネーターのみでも支援対応も可とする。
- 位置付けの変更であり、具体的な業務内容に変更はない。